

平成30年4月から

介護保険料が下がりました

介護保険料は、まず「基準額」を決定し、対象者の所得に応じて第1～第9段階の保険料率を分けることで算出します。また、介護サービスなどに必要な費用を見込んで3年に1度見直しを行っています。

町では、平成27年4月から県内でいち早く、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、町民の皆さまと努力を続けた結果、今回の見直しにより介護保険料を大幅に下げることができました。

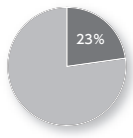
高齢者人口は着実に増加していきませんが、『はつらつ高齢者』がいっぱいのまちづくりを目指し、今後も引き続き介護予防に取り組んでいきましょう。

基準額の決定方法

町に必要な
介護サービスなどの総費用



65歳以上の方の負担分
23%



御代田町に住む65歳以上の方の人数



第7期(平成30年度～平成32年度)
基準額

【月額】 4,610円

参考:平成27年度～平成29年度 5,160円

【年額】 55,320円

参考:平成27年度～平成29年度 61,920円

段階	対象者	保険料率	保険料		
			月額	年額	
第1段階	世帯全員が町民税非課税で	・生活保護もしくは老齢福祉年金(※1)受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	2,074円	24,890円
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.75	3,458円	41,490円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	3,458円	41,490円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが	本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	4,148円	49,780円
第5段階		本人は非課税で第4段階に該当しない方	基準額	4,610円	55,320円
第6段階	本人が町民税課税で	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	5,532円	66,380円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	5,993円	71,910円
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	6,915円	82,980円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額 ×1.7	7,837円	94,040円

※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受給している年金です。

介護保険料の徴収は、特別徴収(年金天引き)の方は4月から、普通徴収(納付書もしくは口座振替)の方は7月から始まります。今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 保健福祉課介護高齢係(31)2512

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成30・31年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。

長野県における平成30・31年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり平成28・29年度の保険料率を据え置きました。

保険料額は6月下旬に決定し、決定通知書をお送りします。



保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料増加抑制のための対策

保険料収納不足や医療費増大による財源不足に備え、都道府県に「財政安定化基金」が設置されています。

平成30・31年度の保険料率改定に当たり、保険料軽減特例の段階的見直しの影響、一人当たり医療費の高い伸び、年金所得の動向などから、長野県と協議し、財政安定化基金の活用(約10億円の交付)による保険料の増加抑制を図りました。

対策を講じた結果
均等割額を818円、
所得割率を0.18ポイント
軽減することができました。

保険料の軽減

●所得の低い方に対する均等割額の軽減

世帯の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は「27万5千円」に、2割軽減は「50万円」にそれぞれ引き上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額などを合計した額		軽減後の均等割額
9割軽減	33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	4,090円/年
8.5割軽減		上記以外の方	6,136円/年
5割軽減	33万円 + (<u>27.5万円</u> ^{※2} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※2 平成29年度は27万円		20,453円/年
2割軽減	33万円 + (<u>50万円</u> ^{※3} × 世帯の被保険者数) 以下の場合 ※3 平成29年度は49万円		32,725円/年

●所得の低い方に対する所得割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として実施されてきた、一部の所得(基礎控除後の総所得金額が58万円以下)の被保険者に係る所得割額軽減特例は、平成30年度以降はありません。なお、基礎控除後の総所得金額が0円の場合は、引き続き所得割額はかかりません。

●元被扶養者に係る均等割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

低所得者に係る所得割額の軽減特例と同様に実施されて、後期高齢者医療制度の資格取得直前に被用者保険(市町村国民健康保険・国保組合を除く)の被扶養者であった被保険者に係る均等割額の軽減特例は、平成30年度は「5割軽減」となります。なお、低所得に係る均等割額軽減特例(9割・8.5割軽減)に該当する方は、その軽減割合が適用されます。

問い合わせ先 町保健福祉課介護高齢係(31)2512
長野県後期高齢者医療広域連合026(229)5320